

化（上價者——民田所有者）を推進したが多くの障害につきあたった。④明の賦役全書に勳戚・王府莊田の記載がなく、その全貌がつかめない。⑤明代の王莊は欽賜田と自置田に分類されるが、明中期以降の民田分割、投獻、置買等の方法による莊田擴大で土地所有權が錯綜したため、王田處理に當り糧・租兼收、變價銀の重複例まで出現。⑥「勢豪・衙蠹・悍將・驕兵・賊黨」による土地占有。清朝はこれらの障害の排除と全主田の把握、變價・租餉銀の徵收を考課・處罰の對象として官吏を督促した。

順治年代の右の結果を、康熙八年清朝は更名田令（既變價地及び未變價地の民田化）としてまとめ、翌九年には自置田の民田化方向を提示した。こうして明朝の掌握できなかった王莊が、清朝權力の賦役徵收體制下に編入（州縣管轄）された。しかし清中期以降まで残る賦役全書内の土地區分「民田・屯田・更名田」の如く、完全な民田化まで多くの課題を内包していた。

### 『紅史』著作年次考

若 松 寛

ツハルバ・クンガードルジエ (Tshal pa Kun dga' rdo rje) 著  
『紅史』(Deb ther dmar po) 又は Hu lan deb ther) は、稻葉正就・佐藤長兩氏によってその全文の譯注が發表されたことにより（『フウラン・テブテル―チベット年代記』法藏館、一九六四年）、わが國では最もよく知られたチベット文史書の一つとなっている。

『紅史』の著作年次は、譯注者の見解によれば、「一三四六年であることに間違いない」（前掲書、一八頁）と斷定された。しかるに近年この見解を覆す『紅史』の異本が刊行された。この異本では、明らかに一三二三年までの記事が含まれているのである（『紅史（藏文）東嘎・洛桑赤利校注 民族出版社、一九八一年）。洛桑赤列氏の指摘する如く、本書の「カルマ・カーギュ派史」の章にはカルマバ第四世ロールベードルジエ (Rol pa'i rdo rje) の事蹟が詳細に述べられているが、但しその記述は、彼が卯年（一三六三年）に中國内地からチベットへ歸還したことで打ち切られている。この記事が『紅史』全篇中、年代上最も新しいもののなのである。

こうした事實に基づいて初めて『紅史』跋文中にみえる著作年次に關する問題の一句「至元二十三年に〔記す〕」に對して、一つの解決策を編み出すことができるというものである。即ち、一三六三年は順帝の至正二十三年に當るから、原文の至元を至正の誤記とみなせばよいことになる。

この他、『紅史』に關する二、三の問題點を指摘してみたい。

### 勞工神聖の麵包

——民國八年秋、北京の思想狀況——

小 野 信 爾

一九一九年の雙十節は、中華民國になつて初めて大衆的に祝われた國慶であつた。官側が例年以上に慶祝に冷淡であつたのとは對照

的に、五四運動を擔った學生、市民は「外國權を爭い、內國賊を除」き、共和を眞に實現することをめざして、各地で大規模な示威行動にでたのである。

そのなかで北京の學生たちは市内全域で街頭演説をくりひろげ、貧民に記念のマントウを配るという意想外の形態を選んだ。彼らの主観においては、それは中國の根本改造——革命のため學生が勞働階級と提携する第一歩だったのであり、五四運動、六三運動に匹敵す

る歴史的意義をもつ運動であつた。

十月一日の第三次請願への北京學連の參加拒否、それに續く雙十節のこの運動をどう評價するか、中國の歴史學界は當惑しているようである。學生と警官が激しく衝突した天津の運動を高く評價する一方で、北京のそれにはまったく言及しないのがつねである。當惑する理由をもふくめて、この運動の背景にあつた諸狀況を考察してみたい。